

平成 27 年 4 月 1 日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

医療法人 康仁会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】 平成 27 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日（5 年間）

【計画内容】

1. 雇用環境の整備に関する事項

(1) 育児休業期間中の代替要員の確保

(2) 希望する労働者に対する勤務地、担当業務の限定制度の実施

→ 各職員の個別事情を考慮し、配置部署、担当業務等を決定

2. 1 以外の次世代育成支援対策に関する事項

(1) 若年者に対する看護体験の機会の提供又は職業訓練の推進

→ ①若年者について 1 日看護体験の受け入れ（毎年 6, 7 月）

②夏休み等に看護学生アルバイトの受け入れ

以 上

平成 28 年 4 月 1 日

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

医療法人 康仁会

職員が仕事と子育てを両立させることができる働きやすい環境をつくる事によって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】 平成 28 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日（4 年間）

【計画内容】 雇用環境の整備に関する事項

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備として、
所定外労働の削減のための措置の実施

→ 上記期間において、各職員へ現在担当業務の棚卸しや分担の見直しを含めた生産性向上により、現状の所定時間外の労働を一定割合で削減し、注視することで、ワークライフバランスの向上をトップの強いメッセージとともに発信する。

【数値目標】（本年度より）

年度末の 1 給与算定期間（1 ヶ月）の所定時間外労働時間を 100%とし、翌年度開始からの 3 給与算定期間（3 ヶ月）につき、各々 90%に抑えることに法人全体で取り組むことで、年度を通じて仕事と生活が両立可能な働きやすい環境を目指し、法人全体で取り組む。

以 上

<当院における女性の活躍に関する情報について>

管理職に占める女性労働者の割合 54.1% (2015 年度)